

# 石川県公報

令和6年1月5日  
第13671号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示	公告
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課) 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 1	○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課) 3
	○入札公告 (警察本部) 4

## 告示

### 石川県告示第1号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和6年1月5日

石川県知事 馳 浩

#### 寺家加入区

##### 1 発起人の住所及び氏名

珠洲市三崎町寺家ユ部の152番地 小泊 康寿

珠洲市三崎町寺家ト部150番地 蟹谷 博樹

##### 2 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧すずし漁業協同組合の地区（三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰の区域に限る。）

##### 3 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

##### 4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年11月27日

### 石川県告示第2号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年1月5日

石川県知事 馳 浩

##### 1 菰沢急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次直線で結んだ線並びに標柱1号と標柱16号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市大野町菰沢1番4	1号
” ” ” 1007番	2号

” ” ” 44番	3号
” ” ” 45番	4号
” ” ” 69番乙	5号
” ” ” 101番	6号
” ” ” 103番	7号
” ” ” 95番	8号
” ” ” 110番	9号
” ” ” 1012番	10号
” ” ” 1014番	11号
” ” ” 11番1	12号
” ” ” 2番3	13号
” ” ” 31番2	14号
” ” ” 31番5	15号
” ” ” 33番6	16号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 横地急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを平成15年石川県告示第145号で指定した同号5に掲げる区域の境界線に沿って結んだ線、標柱3号から標柱10号までを順次直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標柱番号
輪島市横地町八部32番1	1号
” ” 松尾平11番1	2号
” ” 松尾平15番	3号
” ” 松尾平11番1	4号
” ” 参四部2番1	5号
” ” 参四部8番	6号
” ” ”	7号
” ” 参四部13番2	8号
” ” 八部59番1	9号
” ” 八部22番	10号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和6年1月9日から同年2月6日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年1月5日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	十郎原地区	県営土地改良事業 変更計画書の写し	能登町 農林水産課
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	瑞穂第2地区	県営土地改良事業 変更計画書の写し	能登町 農林水産課

## 委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和6年1月5日

石川県知事 馳 浩

## 1 業務の概要

## (1) 業務名

令和6年度金沢競馬実況放送業務

## (2) 業務の内容

金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施

## (3) 契約期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで

## 2 参加資格及び評価基準

## (1) 参加資格

ア 令和3年4月1日から令和6年1月5日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名以上有し、金沢競馬開催日に2名を配置できる者であること。

なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次の(ア)から(オ)までに該当しない者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## (2) 評価基準

ア 実況放送に関する考え方及び実施方法

イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法

- ウ ファンサービスに関する考え方
- エ 運営組織及び執行体制のあり方（アナウンサーに不測の事故等が発生した場合の危機管理等）
- オ アナウンサーの技術力
- カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性

### 3 募集要項の交付場所等

#### (1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地  
石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係  
電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

#### (2) 交付期間

令和6年1月5日(金)から同月17日(水)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する「国民の祝日」を除く。)

### 4 企画提案書の提出場所等

#### (1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

#### (2) 提出期限

令和6年1月26日(金)午後5時までに、(1)の提出場所へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

### 5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、令和6年2月初旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、締結しない。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

### 6 その他

#### (1) 質問は、4(1)の提出場所において、令和6年1月17日(水)午後5時まで受け付けるものとする。

なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

#### (2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年1月5日

石川県知事 馳 浩

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 契約件名

警察本部庁舎配線業務委託

#### (2) 業務内容

入札説明書による。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成

9年石川県告示第581号)に基づき、令和5年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加者資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和6年1月17日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

### 4 入札参加者資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和6年1月18日(木)までに入札参加者資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110(内線2214)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和6年1月19日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和6年1月19日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加者資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

### 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者

の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除